

## 多世代共生型施設（仮称：福祉ヴィレッジ） 整備事業（案）の経過について

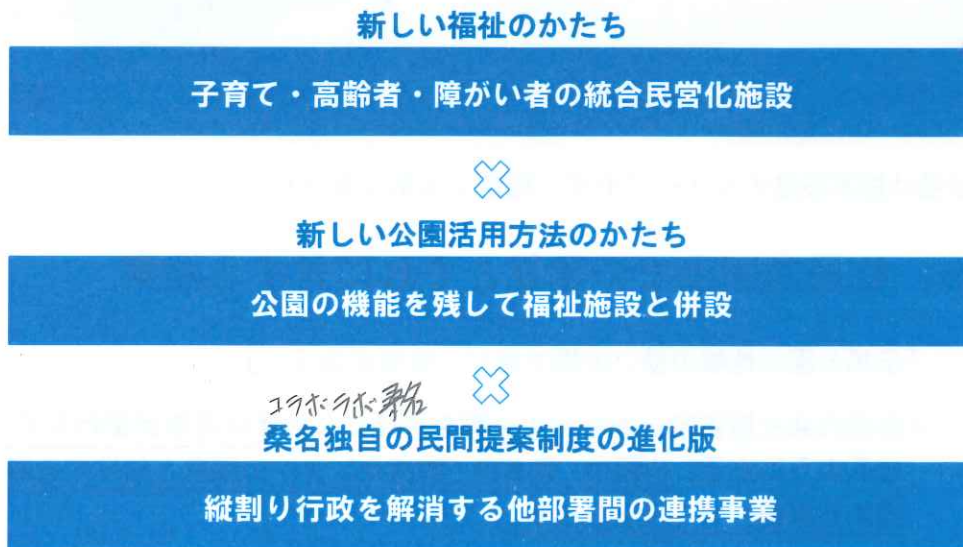
1. 提案の内容
2. 住民への周知

# 1. 提案の内容

## (1) 一次審査

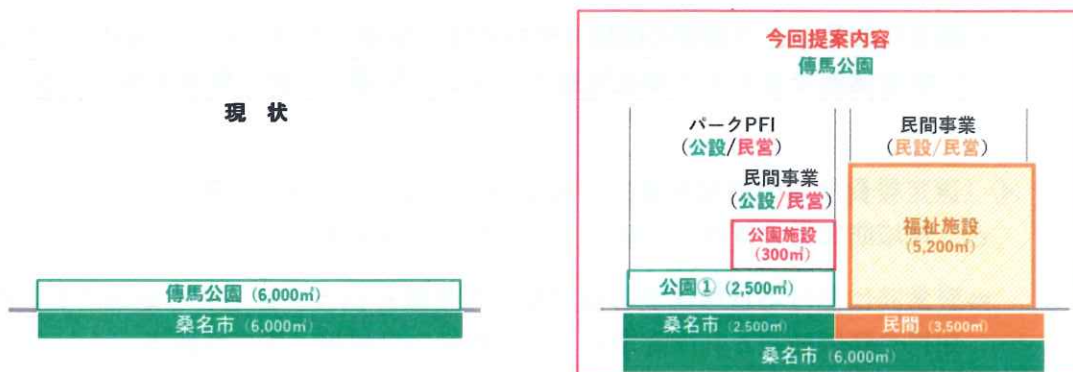
- ・平成30年10月11日、選定委員会を開催し、提出された提案の内容を審査
- ・審査の結果、基準として設定した、合計評価点の60%以上の評価点を得たことにより、この提案が一次審査を通過することに決定

## (2) 提案のポイント

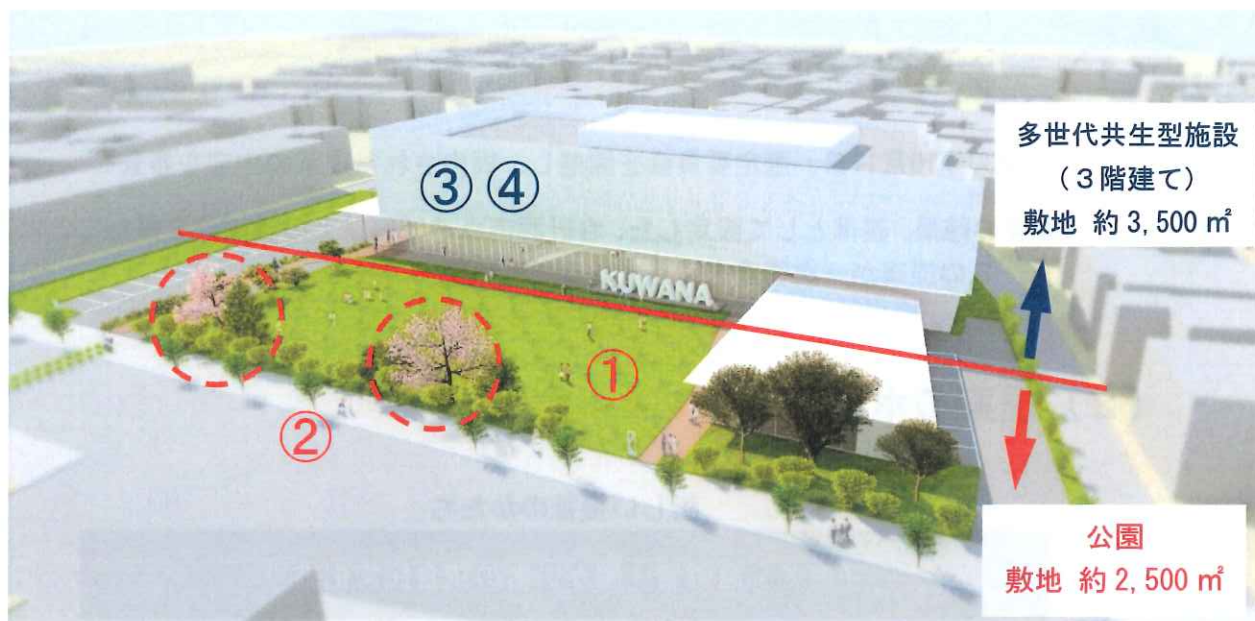


## (3) 事業全体模式図

- ・伝馬公園に公園としての機能を残し、パークPFI制度を活用した整備を提案する。福祉施設は、統合のメリットを活かし建物面積を縮小し、より民間のノウハウを活用した経営を行う。



## (4) 外観イメージ



※ 画像は提案段階のイメージです。確定ではありません。

## (5) 住民説明会での意見とそれに対する提案

① 「伝馬公園は地域の憩いの場であり、愛着がある。」

⇒多世代共生型施設とあわせて公園を併設し、地域住民等が変わらず公園を利用できるようにする。公園は、保育所・療育センターの園庭と兼用する形とし、「顔の見える関係」づくりを目指す。

② 「公園内の桜の木はなくさないでほしい。」

⇒公園や桜を地域の社会資源としてとらえ、それらを活用した地域に開かれたイベントを開催していく。

③ 「石取祭の音について、施設ができることで祭の形式を変えるなど、町内側に対応を求めることのないようにしてほしい。」

⇒桑名石取祭などの地域の伝統文化行事は、地域の大切な財産であり、これまで同様に祭を実施できるよう福祉施設のサッシに配慮し、防音対策を施した設計とする。

④ (選定委員会での追加事項) 「緊急時に施設への地域住民等の避難を可能とするなど、地域防災力の維持又は向上につながる内容を提案に盛り込むこと。」

⇒緊急時における地域住民の避難場所の役割を担う。定期的な地域防災訓練を地域住民や関係機関と共同実施し、地域防災力の維持・向上を図る。

## (6) プラスアルファの機能



- ① 地域交流スペース
- ② 公園内の店舗
- ③ 管理事務所

### ① 地域交流スペース

- ・地域に開かれた施設を目指して、地域交流スペースを設け、地域の方が気軽にいつでも来ることができる場所を目指す。
- ・イスやテーブルを設置し、近所の方の語らいや地域団体の打合せ、地域住民を対象とした講座の開催など、多くの方に活用してもらえるようにする。

### ② 公園内の店舗

- ・公園内の収益施設として、福祉施設利用者の就労支援につながり、公園利用者に喜ばれる飲食物の物販を行う店舗の設置を計画する。

### ③ 管理事務所

- ・障害者就労継続支援B型事業所の作業所としての機能を持たせる。施設の清掃やガーデニングなどを行い、多様な方と関わる中で就労経験を重ねる。

### ○ 生活介護事業所（多世代共生型施設内）

- ・療育センター等との連携で継続したりハビリの機会を提供し、利用者の方々の在宅生活維持・継続を目指した切れ目のない支援を行う。

## (7) 今後の予定

| 内容        | 時期        |
|-----------|-----------|
| 提案の提出期限   | 5月9日(木)   |
| 選定委員会     | 5月17日(金)  |
| 事業者への結果通知 | 5月20日(月)頃 |

- ・現在、多世代共生型施設とパークPFI方式を活用した公園部分について、それぞれ提案を求めているところ。
- ・今後開催する選定委員会において、提出された提案の内容を審査し、最優秀事業者を決定する。
- ・最優秀事業者の決定後、議会及び住民への説明を行っていく。

## 2. 住民への周知

- ・これまで、本事業の趣旨や概要、また一次提案の内容について、住民説明会において説明してきたが、十分に浸透しているとは言えない。
- ・最終的な審査をこれから行うため、最優秀事業者が決定した段階で、事業者名や提案の内容について公表していく。
- ・多くの住民の方々に、本事業について理解を深めていただけるよう、別紙のようなチラシの配布や説明会などを開催し、浸透を図っていく。

# 【参考】パークPFIについて

## ○ 公募設置管理制度（P-PFI）とは

- ・平成29年6月に施行された都市公園法の改正により創設された、新しい制度
- ・法律の改正に基づき、平成30年3月議会において桑名市都市公園条例を改正

P-PFIは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。



公募設置管理制度（P-PFI）のイメージ

## ※用語の定義

| 用語       | 説明   |
|----------|--|
| 公募対象公園施設 | 飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第5条第1項の許可（設置管理許可）の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。<br>例：カフェ、レストラン、売店、屋内の子どもの遊び場等 |
| 特定公園施設   | 公園管理者との契約に基づき、公募対象公園の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。   |
| 利便増進施設   | 公募設置管理制度（P-PFI）により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。  |